

## 調布市議会改革検討代表者会議第9回会議の概要

代表者会議における、会議の内容や、各委員から発言された意見等をできるだけ速くお知らせするために会議録作成までの間、会議の概要を要約してお知らせしています。正確な内容等については、後日掲載する会議録をご覧ください。

### 1 日時・場所

平成 24 年 4 月 27 日（金） 午後 2 時 00 分～午後 4 時 5 分

於：全員協議会室

### 2 伊藤座長あいさつ

現在本会議場の左側の通路に皆さんの御同意いただき、実施に移した車椅子傍聴者への対応の工事が行われている。その進捗を毎日確認しているが、スロープが完全にできあがった状況である。あとは、その上に絨毯を張るなど作業はまだ残るが、6月の議会には完成して、その車椅子対応に臨むという態勢ができていると思っている。皆様の御協力に、改めて感謝する。

### 3 検討・協議事項

#### (1) 第8回代表者会議における合意事項

川畑副座長：それでは、日程 1、第 8 回代表者会議の合意事項の確認をお願いする。その内容は、合意資料 5 として配付したが、「委員会の公開について、全員協議会を追加したこと」、「陳情・請願について印・拇印のない署名は、その数を委員会に報告すること、陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を委員会が行うこと」である。確認の上、御了承をお願いする。

ドゥマンジュ委員：合意事項のうち、陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、提出者説明の可否判断を委員会が行うところだが、合意した方向性はどこまでだったのか、確認したい。

伊藤座長：陳情・請願提出者から説明を希望する申し出があった場合、今までは説明を受けていなかったが、今後はそれを諮ることになった。そこまでは了承されたと理解していただければと思う。ルールは今後協議し、方向性はこれでよいと、皆さんの了承をいただいているということが、概要記録にある。委員長さんの認識に差があっては困るので、委員会の諮り方のルールづくりも必要になると思われるので、それは今後協議することになる。

ドゥマンジュ委員：今までは説明を受けていなかったところを、申し出があったときは委員会で諮ることになったことは、一歩進んだと捉えてよいか。

伊藤座長：そのとおりだと思う。委員会で可否を諮るので、必要であれば説明を求めていく。必要としなければ、説明の機会はなくなる。ただ、ルールについては、委員会の進行上の問題もあるので、約束事は今後決めてから実施していく。

ドゥマンジュ委員：私は、陳情者の説明を受けるところまでが、方向性と考えていた。委員会で諮るところまではルールだと思っていたので、意見を言うが、陳情者が説明をすることは、市民の権利として考え、陳情者から希望があった場

合は前向きに受ける方向でやっていただきたいと思う。

高橋委員：前回の座長の発言は、今後の細かいルールは、委員長会で決めていきたいと記憶しているが、いかがか。

伊藤座長：そのとおりで、正副委員長さんとか、最終的には議運がそこには絡まなければいけない課題があるとすれば、議運にもお願いしなければならない。

雨宮委員：今後具体的な中身について協議していくことになるが、正副委員長会議にしる、議運にしる、この場での議論の趣旨というか方向性を熱く伝えていただきたい。

川畑副座長：要望として承る。

## (2) 今後の進め方について

川畑副座長：次に日程2今後の進め方についてを議題とする。座長の説明をお願いします。

伊藤座長：進め方は大きく変えるのではない。前回の会議では、議会改革の提案事項はまだ多く残されていることから、会議の進め方を心配されている委員の発言があった。そこで、提案内容が重複するものや、目的が同じものは整理し、まとめ、資料24に新たに中項目となる30項目の協議事項を作成した。今後は資料にある中項目単位の協議について、御協力をお願いしたい。

川畑副座長：御意見があれば伺いたい。

雨宮委員：中項目という協議事項単位で協議していくことでよいか。

伊藤座長：資料24の協議事項をテーマとして進めるが、具体的提案事項の説明を各会派にさせていただく。その際、重複する事項が今までも多くあったので、その他補足の説明があったらお願いしたいという進行に変えていくつもりである。

川畑副座長：ほかに御意見等はないか。

ーなしー

川畑副座長：それでは、これからは、資料24の整理表にある協議事項に従い進めていくことの御了承をお願いします。

## (3) 災害時における議員対応について

川畑副座長：座長案として、資料25要綱案を作成した。座長から説明をお願いします。

伊藤座長：前回、議会の災害対策支援本部の設置が望ましいとの提案がおおむね賛同を得られたと理解し、調布市議会災害対策支援本部設置要綱案を作成した。災害発生時に、市議会内に調布市議会災害対策支援本部を設置し、市長が設置する調布市災害対策本部と連携するとともに、市の災害対策活動を支援する。本部長は議長、副本部長は副議長で、その他の議員は本部員となる。支援本部の所掌事項は、議員の安否確認を初め、市の災害対策本部からの情報を各議員に提供することや、議員からの災害情報を支援本部を通じ市の災害対策本部に提供すること。議員は支援本部に安否報告等をするとなっている。正副議長は市の災害対策本部にオブザーバーとして参画し、生の情報を得、議員に発信していく、もしくは議員から受けた災害情報を市の災害対策本部に

伝える。場合によっては、議員が直接市の災害対策本部に情報を伝えることもあると思う。

川畑副座長：御意見を伺う。

雨宮委員：全体としてはこれでよいが、議員の対応のところで、災害時に備え、救急救命講習会等を受講することとあるが、義務として受け取れるので、努力するような表現に改めることはできないか。

伊藤座長：努力義務とかの文言整理はここだけに限らず全体的に協議していきたい。方向性として、この要綱に理解いただければ、早急に対応していきたい。

林委員：おおむねこれでよいと思うが、議会の支援本部は、市の災害対策本部ができて、自動的に設置されるという理解でよいか。

伊藤座長：そのとおりに受けとめていただいて結構である。

林委員：支援本部の業務に従事する議会事務局の職員の、市内在住率はどのくらいか。

事務局：10余人の職員のうち、約3分の1が市内在住者である。

林委員：その人数ならば、支援本部の庶務機能は果たせると思う。

雨宮委員：市の災害対策本部が設置されたという通知は、メールで来ると思うが、それと合わせて支援本部の設置の連絡は来るのか。

伊藤座長：情報の伝達方法は、幾つか設定しておかなければならない。あらゆる想定をしておきたい。基本的には、市の災害対策本部が設置されると同時に議会も要綱に基づき支援本部を設置する。市の災害対策本部が立ち上がると、議員に逐次連絡をするというのが、スタート時の作業である。その後は要綱に定めた議員の行動をよろしく願います。

大須賀委員：電話による対応は聞いてメモをとるうちに正確な情報ではなくなる可能性もあるので、できればメールで行うとか、一定のルールが必要だ。災害の規模により、使用可能なライフラインは変わるが、基本パターンは決めておいてそれに応じて対応することのほうが、的確な運用ができると思う。

小林委員：これで結構だと思うが、詳細はこれから事務局と座長中心で練っていただき、お知らせいただきたい。

川畑副座長：調布市議会に災害対策支援本部を要綱案どおり設置することは了承いただけるか。

— 了承 —

川畑副座長：具体的な運用面における内容等は、事務局と検討した上で、皆様に御報告をしたいと思っている。

#### (4) 陳情・請願の取扱いについて

川畑副座長：国・都への意見書提出陳情の取扱いの提案者、林委員の説明をお願いします。

林委員：円滑で効率的な議会運営という項目の中で、国・都意見書提出陳情・請願の取扱いは本会議即決または会派配付により議員提出議案とするという項目を提案した。市民から出される意見書提出の陳情は現状、委員会で審査をし、採択の結論となると採択した委員が提出者となり、意見書案が議題となる。

一方、市民の陳情に基づかない議員の意見書は、委員会審査は省略され、即決になる。この意見書の扱いに統一性がないことと、意見書は、国・都が対象なので、調布市の職員の説明は必要ないことなどを考慮し、国・都へ意見書提出を求める陳情は、審議案件とせず、写しを各会派に配付することで、意見書提出の判断を待ち、必要であれば、3人以上の議員で議案を提出することが妥当であるとの見解で提案した。

川畑副座長：御意見等を伺う。

雨宮委員：本会議即決するか否かは、会派の選択に任せるという説明だったと思うが、意見が分かれた場合どうなるのか。

林委員：同じ意見書でも陳情で出た場合は、委員会審査が行われ、議員の議案の場合は即決になっていることで、取扱いが分かっている。そこで、委員会付託をする選択肢は一度なくして、各会派でそれぞれ本会議で議案として出すか出さないかを判断するということがよいと思っているが。

雨宮委員：陳情の結論に基づく意見書と、その他の通常の意見書は根本的に違うと思う。陳情に基づくものは、発意者は市民であるので、陳情者の趣旨説明の件を協議・検討したように、陳情の延長線上の問題として、議論の必要があると思う。議論を省略してとなると、何のために陳情したのかが、どこかに飛んで行ってしまふ。陳情は請願と同様に扱っている調布市議会の対応を考えても、委員会審査をするのが私の見解だ。

林委員：市民が出した陳情に基づく意見書と、議員発意で出す意見書は意味合いが違うとの発言があったが、議員は市民の代表として法定の手続きに従って今議会にいるわけなので、市民の意見を聞き、それを自分たちの中で議論し判断することも一方で必要ではないのかと思う。

雨宮委員：結論に至る過程で、市民の皆さんの思いや目的などを、文面からだけでは汲み取れない。それを俎上に乗せやりとりするのが、委員会の議論であると思う。林委員の提案は理屈ではあり得るかもしれないが、請願権の変形としての市民の権利行使である陳情は、きちんと議論の場を保障すべきだと思う。

林委員：国・都の所管以外のものは、雨宮委員のおっしゃるとおりだと思う。国・都の所管のものは理事者側も議員だけで議論してほしいという雰囲気を感じることもある。であればこそ国・都への意見書提出を求める陳情は、各会派内で議論いただいて、意見書として出すのか出さないのか判断をするほうが、より実務的であり、先ほど申し上げたこの意見書の扱いに統一性がないことを考えると、改善の余地が十分あると思う。

雨宮委員：理事者の思いはわかるが、それだからこそ議員間の自由討議で深める場が委員会だ。例えば国の制度にしても、市議会議員が知り尽くしているわけでもないし、十分理解しないで結論を出すのは陳情提出者に失礼というか、申し訳ないと思う。

伊藤座長：ここで、提案をしたい。提案番号43国・都への意見書提出陳情・請願の取扱いは、本会議即決または会派配付により議員提出議案とする件は、市民が

国・都への意見書提出を求める陳情は、その目的は意見書の提出であり、現在行われている委員会審査結果よりも、意見書が提出されるかが問われることになる。また、意見書案は賛同する議員3人で議案として提出が可能であるため、委員会審査がなくても、意見書案の提出に影響はない。こうしたことから、国・都への意見者提出陳情は、要望書扱いとし、その写しを各会派に配付し、その後の扱いは、決議・意見書と同様の扱いとする。なお、請願は会議規則により審議案件となっているので、この対象から除外する。過去2、3年の提出状況等の調査をさせていただいているので、事務局から参考としてお伝えする。

事務局：意見書の提出を求める陳情の数は、年平均で9件ほどあり、その中で採択され、意見書の提出となる件数は、4件弱である。意見書の提出総数は年平均36件で、そのうち陳情採択に伴う意見書は4件弱である。

伊藤座長：年間の提出される意見書は36件、そのうち陳情採択に伴うものは、4件ということである。意見書の提出を求める陳情以外の陳情は、もちろん委員会審査対象である。

川畑副座長：御意見を伺う。

ドゥマンジュ委員：市民が思いを持って出された陳情は、議員がどのような考えを持っているのか市民にわかっていただくために、委員会審査は必要だ。議会改革の目的も、市民にとってわかりやすい、開かれたということなので、どういう判断で採択したのかは、委員会審査をしてこそ見えてくるので、現状のままでもいいのではないかと思う。

雨宮委員：陳情採択に伴う意見書提出は年平均4件ということだが、毎年同じものなのか。

事務局：定期的な陳情は2件ほどである。

雨宮委員：少なくとも残った2件は、ばらばらというか、それぞれという理解でよいか。

事務局：そのとおりである。

大河委員：調布市議会の意見書の扱いは、賛同者3人以上で議題となり、多数決で決めているが、他の市議会では議題とするのに全会一致を原則とする市議会もある。市民が市で解決できないことを、国・都に意見書提出で実現を要望していることの議論の場があることは、決して悪いことではない。むしろ、それぞれの意見書も議論をしながら進めていくものではないかと思っているので、現状の運営が議会運営に支障を来しているとは思わない。

伊藤座長：座長提案は、なかなか受け入れてもらう状況にはないと思うので、持ち帰らせていただいて、再度座長案として提案させていただく。その際、大河委員さんから、意見書は全会派一致を原則とする議会もあるとの発言があったので、東京都26市議会の取扱いを調査し、お示しをしながら議論を深めていきたい。

雨宮委員：提案理由の説明を行っている市議会もあるようなので、そういった内容も含めて調査いただきたい。

伊藤座長：この件はあくまで、意見書提出の陳情についての方向性を定めるためであるので、それを入れると広がるので、このことについてお示ししたい。ただしずれの時期にそのことの議論はお願いをしたいと思っている。

川畑副座長：それでは、持ち帰りの提案とさせていただきます。

(5) 保育・手話・要約筆記サービスについて

川畑副座長：このテーマは、2月3日の第7回の会議で協議したが、継続協議となっている。座長から提案がある。

伊藤座長：サービスの実施はおおむね意見が一致していたが、人の手配、場所、予算などの環境整備が必要であることから、継続協議となり、この間検討させていただいた。保育サービスは、保育士、保育場所等の確保が必要となるが、人、場所、予算を確保することなく、速やかに実施できることから、子どもさんが静かにすることを条件に同伴傍聴を認める案を提案する。規則改正が必要となる。手話、要約筆記は、予約を基本として、今後予算を確保し、速やかに実施したい。経費は資料22を参考にしてほしい。

川畑副座長：御意見を伺う。

ドゥマンジュ委員：子どもの側からしてみると、保育がなく、中に入り、静かにしなさいというのは、どうなのかなと思う。やはり、子育て世代の人がしっかりと議論を集中して聞けるためには、子どもは保育が必要だと思う。杉並区は今一時保育をやっているの聞いてみたが、業者に委託をしている。ほかの自治体でも取り組んでいるところがあると聞いている。方法は検討すれば、保育はできるのではないかなと思う。保育ができないのならば、音声で対応するような手立てができればよいと思う。子どもが中に入らない方法で考えていきたい。

大須賀委員：手話、要約筆記サービスに要望をするが、例えば市長の基本的施策あるいは代表質問の答弁を試験的に手話サービスをやってみることもできれば検討してもらいたい。

大河委員：松本市では、保育控室をつくっていた。長野では、保育園に子どもを預けていた。だいたい事前に連絡をとってやっているとのことだが、保育もつける方向でやっていただきたいと思う。提案された会派の方はどう考えているのか伺いたい。

雨宮委員：保育は、施設の設置もしくは、同伴傍聴で提案した。ドゥマンジュ委員の指摘は考えなければいけない課題かもしれない。同時に、座長提案でスタートしてみたらという思いもある。実態を通じて、必要な改善を迫られるのであれば改善することでよいのではないかと受けとめた。手話の予算化は大いに賛成するが、実態として時間が長くなると、2人、3人の通訳者を願うようになるかと聞いているが、どうか。

事務局：内容や時間帯によっては、複数の方の派遣が必要になる。

雨宮委員：街頭で演説を行う場合、長いときは1時間くらいになる。そのくらいになる

と3人になる。スタート時の枠組みは大事ではないかと思う。

井上委員：保育の関係は、雨宮委員の意見にあったように、まず実施していくことでよいと思う。

高橋委員：座長提案にあったように、できるところから始めていく態勢をとってみてはいかがか。手話は予算のハードルが高くなりそうな気もするので、保育はできるところから進めていくことでいかがか。

伊藤座長：保育は、乳幼児、児童について、今後課題が発生してときは対応することで、座長提案で実施をしていく。手話、要約筆記は、予約を基本とするわけだが、まずは基本的施策もしくは代表質問について実施して確保していきたいという方向性を定めていきたい。

ドゥマンジュ委員：何か課題が出たときには考えていくとのことなので、要望をするが、利用する市民の意見を聞いていただければよいと思う。

伊藤座長：委員会室は、ユーストリームというのか、その部分で放映ができれば、また別の対応が出てくる。もう一つ別室での音声対応も確保されている。今後課題が発生したときには、議論していきたいということは、基本として定めておきたいと思う。

大河委員：放射能の関係の陳情の傍聴に、小さいお子さんを連れていた人を見た。委員会中継を先にしていくことが妥当なのかと思う。保育があったらという声があるかもしれないので、傍聴に来ていただいた方のアンケートをとっていただきたいと思う。また、これが決まったら、同伴傍聴ができることを明確に出してほしい。

川畑副座長：座長提案のとおり進めさせていただくについて御了承をお願いする。

#### — 了承 —

#### (6) 一問一答方式試行導入について

川畑副座長：一問一答式の試行は、了承を得たが、具体的な手続き等について本日は資料26を配付しているので、座長から説明をお願いします。

伊藤座長：反問権は、試行していく中で議論していくので、結論が出るまで付与しない。通告用紙に一括質問、一問一答のいずれかに○をし、質問席は自席とする。一問一答式を選択した場合は、中項目単位で行うことが望ましいなどである。

川畑副座長：説明に御意見等があれば、伺う。

雨宮委員：時間は今までどおり質問、答弁含めて60分でよいか。最初から自席の質問だと、議案の上程時質疑と区別がなくなるのではないか。

伊藤座長：質問、答弁含めて60分に変更はない。再質問は、現在でも自席で行っているので、上程時質疑と区別がないという質問は当てはまらないと思う。

大河委員：自席からの質問だと、傍聴者は雰囲気かわからないので、工夫があってもよいのではないか。

小林委員：試行なのでまずやってみて、見直しすることがあれば討議すればよいと思う。

質問単位の中項目まで決めて、議会側で縛るのは、どうなのかなと思う。とりあえず試行でやらせていただきたい。

川畑副座長：座長案を了承することでよいか。

— 了承 —

伊藤座長：了承を得られたので、直近の議会から対応する。なお、議会運営委員会で最終的な結論を得るという流れになる。

ドゥマンジュ委員：試行期間はどのくらいで、いつになったら見直すのか。

伊藤座長：皆さんの感覚というか、1回を試行とするのか、3回の12月だとか、諸々の状況は常にある。試行してみて、全面的に中身を入れかえることは考えていない。細かい運用面の変更は当然考えていかなければならないが、それはすべての改革事項に同じ条件があると思う。

大河委員：議会運営委員会では、具体的な打合せをするイメージでよいか。

伊藤座長：方向性は、この代表者会議で示されたと理解している。ただ議会運営上、議会運営委員会です承を得て試行していく位置づけであるので、御理解いただきたい。

大河委員：試行の期間などは、代表者会議で意見を出すのか、それとも議会運営委員会の場に移して変えていくことになるのか。

伊藤座長：試行期間中に提案があれば、この代表者会議で議論すればよいと思う。ただ大きく変えるような議論は避けてほしい。試行期間は常識的な判断を願いたい。

大河委員：自席での質問が定着すると、登壇する席の話が出たときには、こちらで協議するのか。

伊藤座長：質問席を増設することも前段の議論であったが、現段階では必要ないと、今後必要となったときには設置してよろしいかなという受けとめ方をしている。質問席は今後の課題としてはあると認識している。

ドゥマンジュ委員：質問席は自席になったことが分かりやすくなったどうか、傍聴者のアンケートをぜひお願いしたい。

川畑副座長：次に進が、これからは継続協議ではなく、新規に議題とする項目である。

#### (7) 議会報告会・市民との意見交換会等について

川畑副座長：このテーマは、議会と市民との関係についてのテーマであり、市民への議会報告会、意見交換会、ふれあいミーティング、地域議会報告会、委員会の出前議会、土・日・夜間の議会開催等が提案されている。まず、議会報告会・地域議会報告会を提案されている委員から説明をお願いするが、関連があれば、一括して説明いただいてもよい。

雨宮委員：行政側は、市民へ情報の発信だけでなく、意見交換だとか双方向のやりとりが盛んにやられている。議会側は、市議会だよりを出して、後は会派、議員



個人単位で報告会やニュースを出しているのが実情だと思う。議会という機関として調布市全域に責任を持つという趣旨で、地域という言葉を入れた。1箇所だけやってそれでよしとするのではない。

小林委員：私のほうも同趣旨で、議会が市民の前に出ていくことが必要かなという意味で、あまり肩肘張らないでやってみる。まずは報告会あたりから始めていくのが無難ではないかと思う。

川畑副座長：次に、委員会の出前議会、土・日・夜間議会の開催等について説明があれば願います。

小林委員：本会議を外で行うのは大変なので、委員会ならばその地域にかかわることは、その地域でできるかなという意味合いで提案した。

高橋委員：委員会の出前は、自治法の問題もあったり、理事者側のスタミナの問題があることも十分理解した上であるが、少なくとも本会議を外に持ち出すのは難しいと思うので、1日だけでもいいので、市民の方に委員会の運営にぜひ触れていただきたいと思います。議会から出向いていくアクションを起こしていきたい。試行でもよいので、とりあえず実施してみるということをぜひ検討していただきたい。

川畑副座長：次に、土・日・夜間議会の開催について願います。

ドゥマンジュ委員：多くの方に傍聴していただくため、土・日・夜間議회를試行的に行うことを検討していくべきだと思う。

川畑副座長：次に市民との意見交換会、ふれあいミーティングについて説明があれば願います。

ーなしー

川畑副座長：これまでの説明に質疑、意見等があれば伺う。

雨宮委員：委員会の出前は、実際に出かけて行ったときの委員会のイメージを伺う。これが実現すれば、議員間の自由討議も活発になるが、理事者も説明員として連れていくのか。

小林委員：総務委員会を例にとってみると、あくろすホールは100人入るので、あそこで、ここと同じことをやる。

高橋委員：理事者の皆さんをどこまで拘束するのは、難しいところもあるが、まずこちらから出ていくことを実現したい。それが平日だと難しいのであれば、委員会を外で土・日に開催することによって、後段に出てる本会議の土・日とかに、傍聴に来ていただくことを促進していくことのきっかけにしたいと思う。

林委員：肯定的な意見が多いので、逆の意見を言うが、報告会は2人の委員からの説明におおむね理解をした。市長部局は市民との意見交換はやっているが、議会は政党、会派、いろいろな考えがあり、市民の意見に対する受け取り方も様々だし、議会報告会を市議会全体でやることは、今の段階では賛同できない。働いている人のためにも、インターネット中継を実施しているが、土・

日・夜間議会を行うと、費用はいくらかかるか計算されているか。

ドゥマンジュ委員：コストは計算していないが、土・日生で見てくださいというようなこともやっていいのではないかなと思う。

林委員：市の財政が非常に厳しい中で、総合的に考えると、費用対効果も議会が率先して考えていくべきだと思うので、生で見るのも大事なのだが、コストとやるだけの価値を比較して議論しなければいけないと思う。

小林委員：議会は政党、会派の代表という発言があったが、議員は市民の代表である。議会報告会を行うことにより、市民の議会に対する見方も変わってくるかなと思っている。

雨宮委員：市民の議会に対する見方は大変厳しいものがある。報告会というパイプを通じて、市民が調布市議会議員や調布市議会をどう見ているのか感じ取ることが重要だ。議会と市民との距離を縮めることが必要だし、何で議会報告会なのかは、小林委員が言ったとおりだ。議論の過程について市民に説明責任を果たしていくことは今流に求められている議会の役割なのかなと思っている。ふれあいミーティング、意見交換会とかは、その線上に同じ中身を持っていると感じている。

大河委員：議員の自由討議を重ねた結果、議会が一定の結論を出すということになれば、議会報告に行っても、各議員は報告できると思う。外に出て行って報告する前段階で重要なのは、議会の中で十分な自由討議をして、より内容のあるものにしていくことだ。市民に議会を知っていただく意味でも、直接行く意味は大変深いものがあると認識している。

ドゥマンジュ委員：市民の前へ出て行く議会報告会や、意見交換会は議会改革の肝であると思う。調布市議会がどう議決していったかを市民に説明したり、市民意見を吸い取る場をぜひ実現していきたい。

大須賀委員：具体的にこういうイメージで議会報告会を考えていると説明いただければありがたい。

小林委員：例えば、グリーンホールの小ホールや地域センターでもよいが、立川市の議員全員出席のような、28人全員が集う形でやる場合もあるだろうし、もう少し小さな単位で各地域を巡っていく場合もあるだろうし、多摩市はたくさん来ていただけないので、駅頭で議員がぜひ来てくださいというような形で市民に呼びかけ、ビラを配付していると聞いている。いろいろなやり方があると思う。

高橋委員：少なくとも複数会場で行うことをイメージしている。報告した後、市民の声を聞く時間をきちんと設ける時間をとるべきだと思う。他市の例では議員全員でチラシを駅頭配付して報告会ないし意見交換会に来てくださいという告知をしているが、議会が市民に寄り添っていくことの一つのプロモーションにつながっていくという気がしている。

大須賀委員：どの立場の人がどんなことを報告するというイメージなのか。

小林委員：例えば議員が司会をし、誰が発言するのかなど、やり方のシナリオは議員が

あらかじめ考えていかないと、その場でどうぞということではできないと思う。

雨宮委員：合議機関の議会という立場での報告なので、合意に達したものの報告だから、当然どんな報告をするのか、こういう質問があったらどう答えるのか、あらかじめ参加者は協議し、シナリオをつくるイメージになるでしょう。いろいろそういう形でやっているみたいだ。

大河委員：その地域の議員ではない議員が報告できるようにするとか、議会を代表して行くので、決まった内容についてどういう論点があってどうしたかを確認して行くとか、意見交換は、議会として懸案に思っていること、例えばごみ問題などの意見交換を求めると聞いている。

ドゥマンジュ委員：多治見市の議会報告会を聞きに行ったが、議員は担当を分けて、何カ所かで実施し、テーマは議会改革のこととか、市の懸案事項の説明をして、意見をもらっている。そのほか、市民の疑問に答えていくこともやっている。理事者は出席せず、議員が当日役割分担をしながら進めている。

井上委員：議会報告会、意見交換会の意義はあると認識したが、イメージはばらばらな感じがした。また、例えば土・日・夜間議会の予算はいくらでできるのか、その金額により費用対効果の議論が出ることもあると思う。委員会の出前議会は、地域に出向くのはいいが、自治法との絡みの中で、そこで何かを決めるのであれば、市の職員を含めてやることになると思う。もう少し具体的な先進事例を基に議論ができれば、皆さんとの意識が共有できると思う。

小林委員：外に出ていくために具体的にとなると、代表者会議ではなくて、専門の委員会なりでしっかり議論し、いろいろな事例を見て調布バージョンをつくると。そうしないと、一歩先に進まない感じがした。

大河委員：予算が伴ったり、動員数が多くなり、実施するのが難しいことがあるのならば、この中で例えば最も求められるであろうし、可能な議会報告会に絞って分けて検討してみたらどうか。

雨宮委員：肝心なことは、課題はいろいろあるが、まずスタートを切ることだと思う。取り組むという基本方向は確認した上で、具体的にどんな議論の仕方をするのかの相談をしていけばよいと思う。

高橋委員：できるところから始めるという意見はいいと思う。災害対策の項目と同様、方向性としてはいこうじゃないかと、具体的、詳細については、今後詰めていく形でよいので、この会としては、一つの方向性で意見を一致することに持っていけたらと思う。

川畑副座長：大きなテーマで、議論はまだ尽くされていないところであると思う。これから議論は必要だが、時間がなくなってきた。このテーマは次回、協議したいと思う。

### 3 その他

#### ○ 第10回の代表者会議の日程について

5月14日（月）、午後2時から、場所は全員協議会室で開催することを確認した。

合意資料5：第8回代表者会議合意事項

資料22：傍聴者への保育・手話サービス等検討資料

資料23：第9回検討資料

資料24：議会改革提案項目整理表

資料25：調布市議会災害対策支援本部の設置要綱（案）

資料26：一般質問の一問一答方式と一括質問方式の選択制の試行について（案）